

## 入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号。以下「協定」という。)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

令和7年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務 一式  
(業務の内訳とその予定回数)

ア 定期点検	1回
イ 故障修理A	20人・日
ウ 故障修理B	25人・日

#### (2) 業務の仕様

別添1 令和7年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)及び次のアからキまでの特記仕様書(以下「各特記仕様書」という。)のとおり。

- ア 別添2 鳥取県防災行政無線(衛星系)保守業務特記仕様書
- イ 別添3 鳥取県防災行政無線(地上系)保守業務特記仕様書
- ウ 別添4 鳥取県防災行政無線(有線系)保守業務特記仕様書
- エ 別添5 鳥取県防災行政無線(航空局系)保守業務特記仕様書
- オ 別添6 鳥取県災害対策用映像・音響設備保守業務特記仕様書
- カ 別添7 鳥取県震度情報ネットワークシステム保守業務特記仕様書
- キ 別添8 鳥取県地方気象台ネットワークシステム保守業務特記仕様書

#### (3) 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 2 公告の日

令和7年4月1日付 鳥取県公報第9682号

### 3 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営及び建物等の保守管理の電気通信設備管理(運転保守)に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和7年4月7日(月)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより5の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登

録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに5の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付令第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項の登録を受けている者であること。
- (6) 本件調達と同種と同程度の規模であると認められる地上多重無線及び地域衛星通信ネットワークの保守に関する契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成31年4月1日から本件調達の公告日の前日までの間にその履行を完了した実績を有する者であること。

#### 4 契約担当部局

鳥取県危機管理部危機対策・情報課

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部危機対策・情報課

電子メール kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

##### (2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部危機対策・情報課

##### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

##### (4) 入札説明書等の交付方法

令和7年4月1日(火)午前11時から同月21日(月)午後5時までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kikijouhou/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

###### ア 交付期間及び交付時間

令和7年4月1日(火)から同月21日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては午後5時までとする。

###### イ 交付場所

(1)に同じ

##### (5) 入札及び開札の日時及び場所

###### ア 入札日時

令和7年5月12日(月)午後1時30分。即時開札。

なお、郵便等(会計規則第122条第3項第4号に規定する郵便等(親展と明記したものに限る。以下同じ。)をいう。以下同じ。)により入札書を提出する場合にあつては、令和7年5月2日(金)午前11時から同月11日(日)午後5時までの間に(1)の場所に提出すること(必着)により入札に参加することができる。

## イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271  
鳥取県第二庁舎 4階第 29 会議室

## 6 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## 7 専属的合意管轄裁判所

この調達に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

## 8 入札に関する問合せの取扱い

### (1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第 2 号)を作成し、電子メールにより 5 の(1)の場所に令和 7 年 4 月 14 日(月)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

### (2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和 7 年 4 月 17 日(木)にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kikijouhou/>)によりまとめて閲覧に供する。

## 9 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を作成の上、郵便等又は持参により 5 の(1)の場所に令和 7 年 4 月 21 日(月)午後 5 時までに提出すること。

(2) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

## 10 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各 1 部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第 1 号)

(2) 3 の(5)を証するもの(登録証の写し)

(3) 3 の(6)を証するもの(契約書の写し等)

## 11 資格審査について

(1) 9 の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和 7 年 5 月 1 日(木)までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和 7 年 5 月 7 日(水)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和 7 年 5 月 9 日(金)までに書面により回答する。

## 12 入札条件

(1) 入札は、紙入札(郵便等による入札を可とし、当該郵便等による入札を含む。以下同じ。)によ

る。

- (2) 入札に当たっては、1の(1)のアの業務においては予定回数分の業務、1の(1)のイ及びウの業務においてはそれぞれの予定人・日分の業務を実施したときの費用(労務費に限る)の合計金額を入札金額として入札書に記載すること。

なお、1の(1)のイ及びウの業務に要する交換部品の購入及び故障機器の修繕については、別途発注するので、本業務には含めないものとする。

- (3) 契約に当たっては、(2)で入札書に記載した金額(以下「入札書記載金額」という。)を総支払額の上限額(以下「総支払上限額」という。)とする定期点検に係る総額契約及び故障修理に係る単価契約とする。このため、落札額が契約金額とはならないので注意すること。

なお、契約書に記載する定期点検、故障修理A及び故障修理Bの1人・日当たりの各単価(以下「契約単価」という。)は、入札書記載金額を発注者設計額の比率により案分した金額とし、それぞれ次の表に基づき算出するものとする。

項目	算出方法
定期点検	入札書記載金額から故障修理Aの単価に20を乗じた額と故障修理Bの単価に25を乗じた額を差し引いた金額
故障修理A	入札書記載金額の0.1929パーセントの金額(百円の位を四捨五入し千円単位とする。)
故障修理B	入札書記載金額の0.0742パーセントの金額(百円の位を四捨五入し千円単位とする。)

- (4) 請求に当たっては、定期点検においては契約単価、故障修理A及び故障修理Bにおいては、契約単価にそれぞれの修理に要したそれぞれの人・日数を乗じて得た金額の合計額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を入札書に記載すること。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (5) 入札者は、提出した入札書又は仕様(入札・見積)内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札書に、調達案件の名称及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。  
郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。  
また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (7) 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。  
ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参又は郵便等の方法により提出すること。  
イ 入札執行中にあつては、入札辞退届を持参又は郵便等の方法により提出すること。
- (8) 委任状及び紙入札による入札書の様式は、様式第3号及び第4号のとおりとすること。
- (9) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 紙入札による場合には、入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (12) 入札者は、協定、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、共通仕様書、各特記仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

- (13) 入札後、本件公告、共通仕様書、各特記仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### 13 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において会計規則第 124 条において準用する会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、調達手続特例規則第 14 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として総支払上限額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 18 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### 14 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状(様式第 3 号)を 5 の(1)の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (3) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (4) 協定、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (5) 記名のない入札書による入札
- (6) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (7) 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 入札者氏名が入札に関する権限を有する者(代表者又は受任者)となっていない入札

### 15 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

### 16 契約書作成の要否

要

### 17 手続における交渉の有無

無

## 18 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として総支払上限額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額(単価契約による場合は契約期間中の支払予定額の総額)が本件業務に係る委託料の総支払上限額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- (6) 13 の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第 5 号)を、5 の(1)の場所に提出すること。
- (7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第 6 号)を、5 の(1)の場所に提出するこ

と。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。